

平成 26 年 4 月 30 日

各 位

太陽生命保険株式会社  
代表取締役社長 田中 勝英  
東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号  
(お問合せ先) 広報部 TEL:03(3434)5257

## 太陽生命 株式会社群馬銀行で

# My年金Best

## の販売を開始

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社(社長 田中勝英)は、平成 26 年 5 月 1 日より、株式会社群馬銀行において、一時払定額年金保険「My年金Best」(正式名称:無配当個人年金保険(001))の販売を開始いたします。これにより、太陽生命ではより多くのお客様に高品質の商品・サービスを提供してまいります。

「My年金Best」は、契約日に年金原資、基本年金額が確定する円建ての定額年金保険であり、将来必要な資金を安全かつ計画的に準備したいというお客様のニーズにお応えできる一時払の個人年金保険です。

なお、「My年金Best」の主な特徴は以下のとおりです。

- |             |  |
|-------------|--|
| <b>特徴 1</b> | <b>契約日に年金原資および基本年金額が確定する円建ての定額年金保険です。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>年金原資、基本年金額、死亡給付金額および解約払戻金額(*1)が契約日に確定するので、計画的な資産形成に適しています。</li></ul>   |
| <b>特徴 2</b> | <b>受取方法は年金受取または一括受取から選択いただけます。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>年金受取期間が、5年または10年の確定年金から選択いただけます。</li><li>年金支払開始日に、年金にかえて一括でお受け取りいただくこともできます。(*2)</li></ul>  |
| <b>特徴 3</b> | <b>被保険者が死亡された場合、死亡給付金が支払われます。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、死亡給付金をお支払いいたします。なお、死亡給付金額は一時払保険料を下回ることはありません。</li><li>年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、残期間分の年金を継続して毎年、法定相続人にお支払いいたします。</li></ul> |

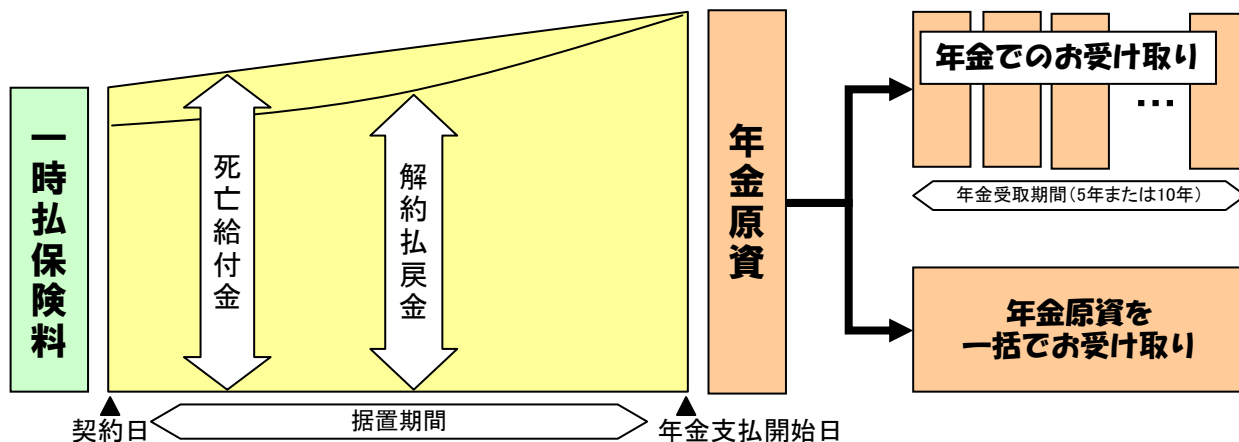
(\*1) ご契約後短期間で解約されますと、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

(\*2) 年金にかえて、一括でお受け取りいただいた場合は、その時点でご契約は消滅します。

商品概要については、【別紙】をご参照ください。

## 「My年金Best」の概要

### (1) しくみ（イメージ図）



### (2) ご契約のお取り扱い

契約年齢・被保険者満年齢	20歳～75歳（1歳単位）
年金支払開始年齢	50歳～85歳（1歳単位）
据置期間の範囲	10年～50年（1年単位）
保険料払込方法	一時払のみ
最低限度（保険料等）	一時払保険料100万円以上（50万円単位）かつ基本年金額12万円以上
最高限度（基本年金額等）	基本年金額3,000万円まで（太陽生命の他の個人年金と通算して）
年金の種類・型	確定年金・定額型
年金保障期間（年金受取期間）	5年または10年
診査区分	告知書扱（職業告知のみ）

### (3) 年金受取額・解約払戻金額例表

●一時払保険料：1,000万円 ●年金の種類・型：確定年金・定額型 ●据置期間：10年 ●単位：円

男 性	契約 年齢	年金支払 開始年齢	年金原資	5年確定年金	解約払戻金額（基準日：契約当日）				
				基本年金額	1年後	4年後	5年後	6年後	8年後
性	50歳	60歳	10,462,400	2,113,405	9,745,730	9,976,950	10,055,420	10,134,930	10,296,050
	60歳	70歳	10,449,300	2,110,759	9,743,980	9,969,680	10,047,010	10,125,380	10,285,250

女 性	契約 年齢	年金支払 開始年齢	年金原資	5年確定年金	解約払戻金額（基準日：契約当日）				
				基本年金額	1年後	4年後	5年後	6年後	8年後
性	50歳	60歳	10,466,900	2,114,314	9,745,730	9,978,100	10,057,650	10,137,200	10,300,480
	60歳	70歳	10,462,200	2,113,364	9,745,540	9,976,760	10,055,220	10,134,740	10,295,860

※年金支払開始日以後は解約の取扱はありません（年金の一括前払のご請求は可能です）

※ご契約後短期間で解約されますと、解約払戻金は一時払保険料より少ない金額になることがあります。

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては、「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」等をご覧ください。